

議案第9号 二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例制定提案理由

【町長】

議案第9号の提案理由を説明いたします。「二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について」ですが、歯と口腔の健康づくりは町民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸のために欠くことができないものであるため、町の責務等を明らかにし、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第9号についてご説明申し上げます。

本条例は、町民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とします。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

第1条は目的です。

第2条では、基本理念を定めております。

第3条から第6条では、町の責務、歯科医師等の役割、教育関係者等の役割、町民の役割を定めております。

第7条は、基本的施策となります。町は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集、提供、普及啓発に関すること、また、ライフステージごとに予防対策等の施策を実施していきます。

2 ページをお願いします。

附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。